

雇用調整助成金申請費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「雇用調整助成金」の申請費用を補助します。

1. 対象者

市内に主たる事業所を置き、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業の事業主の方

2. 補助対象費用及び補助額

補助対象費用	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への事務手数料 ※令和2年4月1日から令和2年6月30日まで(雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例措置の対象期間)の間に実施した従業員の休業に対する助成金の申請費用 (1事業主1回限り)
補助額	上限10万円 (補助率10/10) (消費税除く)
申請期間	令和2年9月30日まで

3. 申請書類

ハローワーク八戸への雇用調整助成金の申請後、以下の書類を郵送で提出してください。

- 八戸市雇用調整助成金申請費補助金交付申請書兼実績報告書
- 青森労働局長に提出した雇用調整助成金に係る支給申請書の写し(受領印が押印済のもの)
- 社会保険労務士に支払った代行報酬等に係る請求書及び領収書の写し

※ 必要に応じて、追加の資料提出を求める場合があります。

※ 交付申請書兼実績報告書は、八戸市ホームページからダウンロードできます。



八戸市ホームページ

【お問合せ先・書類提出先】

八戸市 商工労働観光部 産業労政課
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
TEL : 0178-43-2138 (5/1(金)～)
E-mail : sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での書類提出にご協力をお願いします。

【雇用調整助成金に関するお問合せ】

八戸公共職業安定所(ハローワーク八戸) TEL : 0178-22-8609 (32#)
青森労働局職業安定部職業対策課 TEL : 017-721-2003